

る割合が高くなっている。自宅以外では、「介護老人福祉施設に入所したい」（男性18.3%、女性19.1%）、「病院などの医療機関に入院したい」（男性16.7%、女性23.1%）、「介護老人保健施設を利用したい」（男性11.3%、女性11.2%）が多い（図1-2-3-19）。

(3) 最期を迎えたい場所は「自宅」が半数を超える

「治る見込みがない病気になった場合、どこで最期を迎えたいか」についてみると、「自宅」が54.6%で最も多く、次いで「病院などの医療施設」が27.7%となっている（図1-2-3-20）。

(4) 延命治療は行わず「自然にまかせてほしい」が91.1%

高齢者の延命治療の希望についてみると、65歳以上で「少しでも延命できるよう、あらゆる医療をしてほしい」と回答した人の割合は4.7%と少なく、一方で「延命のみを目的とした医療は行わず、自然にまかせてほしい」と回答した人の割合は91.1%と9割を超えた（図1-2-3-21）。

4 高齢者の就業

(1) 高齢者の就業状況

ア 就労を希望する高齢者は約7割

60歳以上の高齢者に何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか聞いたところ、「働けるうち

図1-2-3-19 介護を受けたい場所

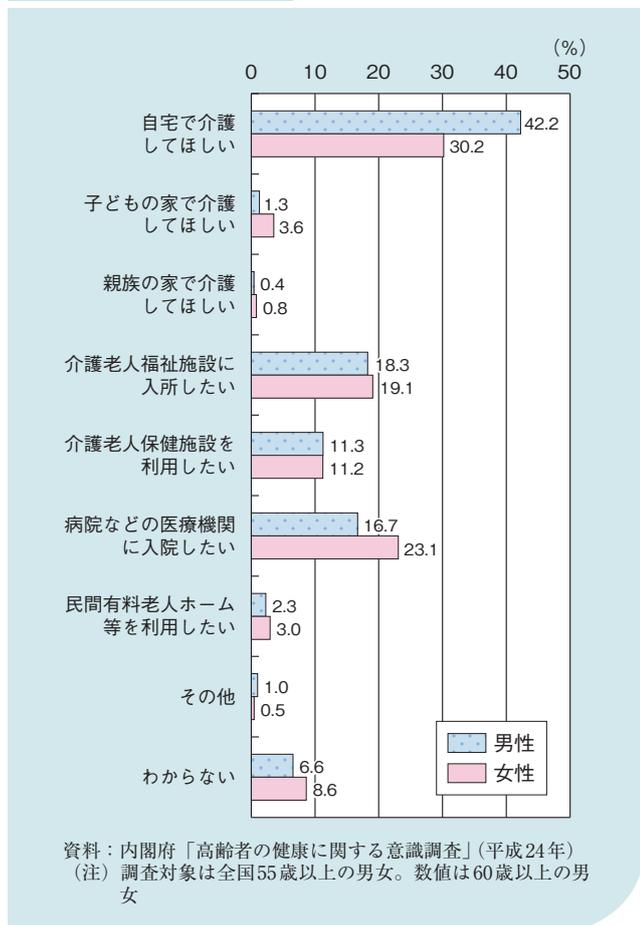
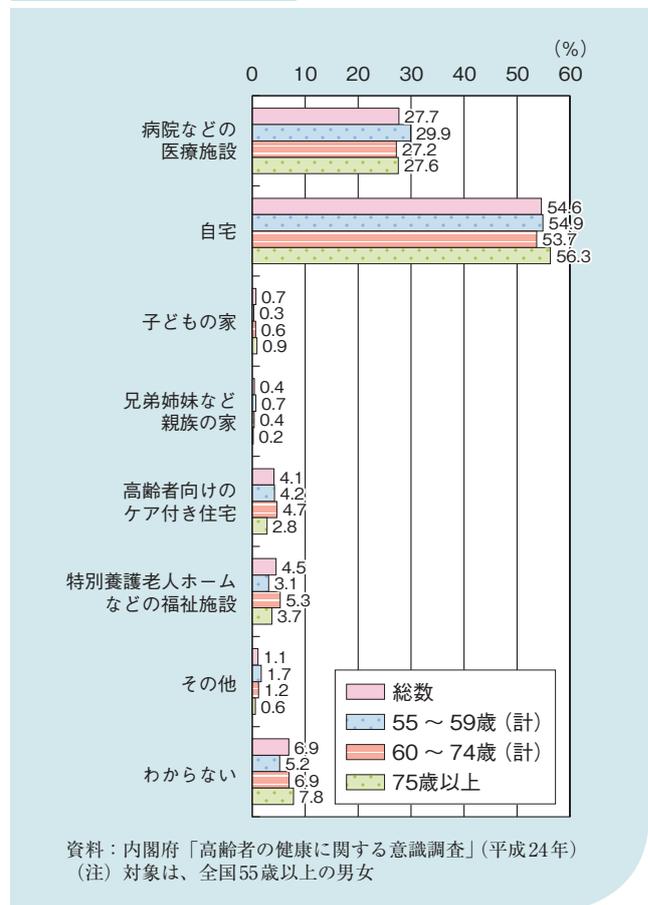


図1-2-3-20 最期を迎えたい場所



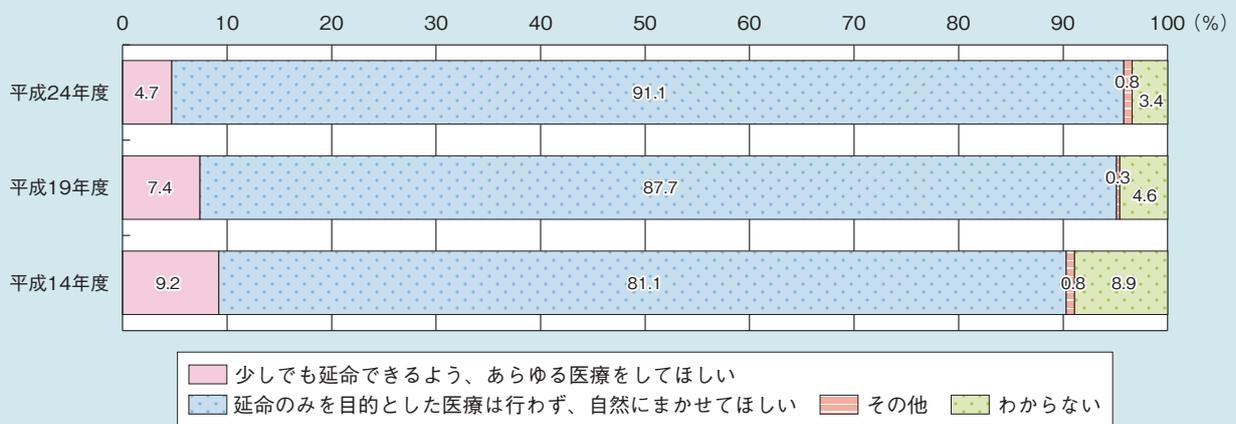
はいつまでも」が28.9%と最も多く、次いで「65歳くらいまで」「70歳くらいまで」がともに16.6%となっており、就労を希望する高齢者の割合は71.9%となっている（図1-2-4-1）。

イ 60歳を過ぎても働く高齢者

高齢者の就業状況についてみると、男性の場合、有業者の割合は、55～59歳で89.7%、60～64歳で72.7%、65～69歳で49.0%となっており、

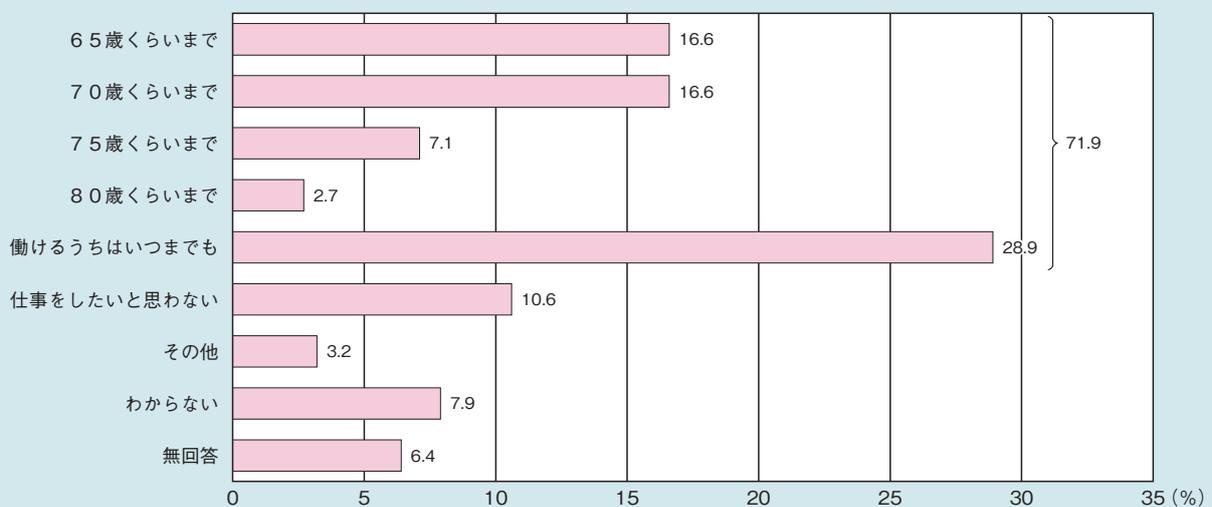
60歳を過ぎても、多くの高齢者が就業している。また、無業者では、60～64歳の無業者（27.3%）のうち3割以上の人、65～69歳の無業者（51.0%）のうち2割以上の人、それぞれ就業を希望している。また、女性の有業者の割合は、55～59歳で65.0%、60～64歳で47.3%、65～69歳で29.8%となっている（図1-2-4-2）。

図1-2-3-21 延命治療に対する考え方



資料：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」（平成24年）
 (注1) 調査対象は、全国55歳以上の男女。数値は65歳以上の男女
 (注2) 質問は次のとおり。「万一、あなたの病気が治る見込みがなく、死期が近くなった場合、延命のための医療を受けることについてどう思いますか。この中から1つだけお答えください。」

図1-2-4-1 就労希望年齢



資料：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」（平成26年）
 対象は全国60歳以上の男女

ウ 65歳以上の雇用者は増加

全産業の雇用者数の推移をみると、平成27(2015)年時点で60～64歳の雇用者は438万人、65歳以上の雇用者は458万人となっており、65歳以上が60～64歳を初めて上回った(図1-2-4-3)。

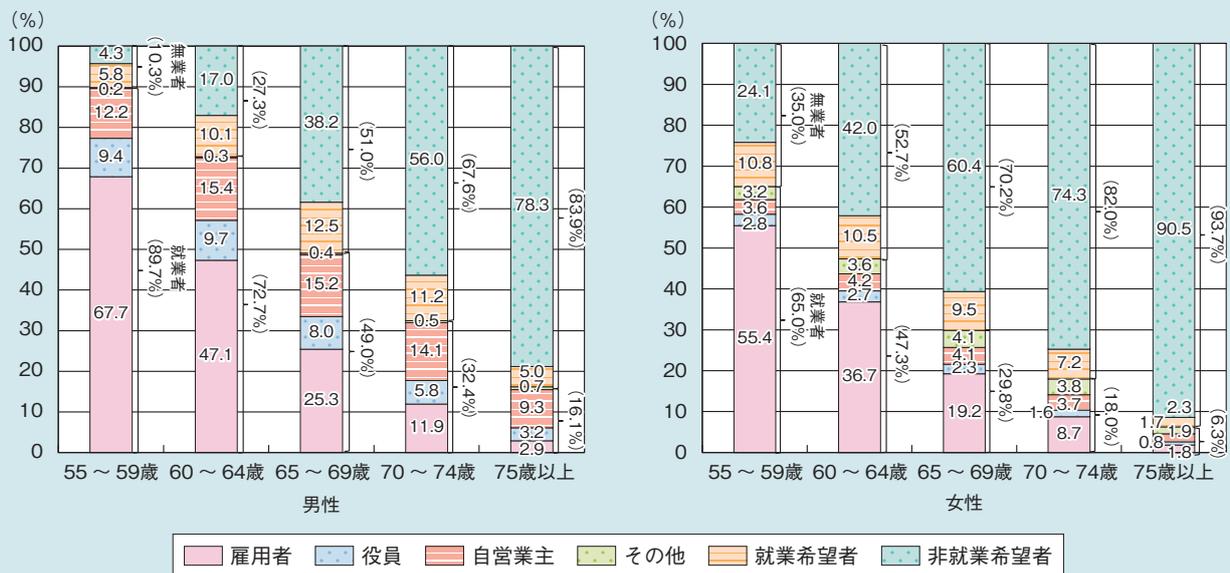
また、65歳以上人口に占める65歳以上の雇

用者数の割合は上昇傾向にあり、27(2015)年は13.5%となっている。

エ 60歳を境に非正規雇用者率が上昇

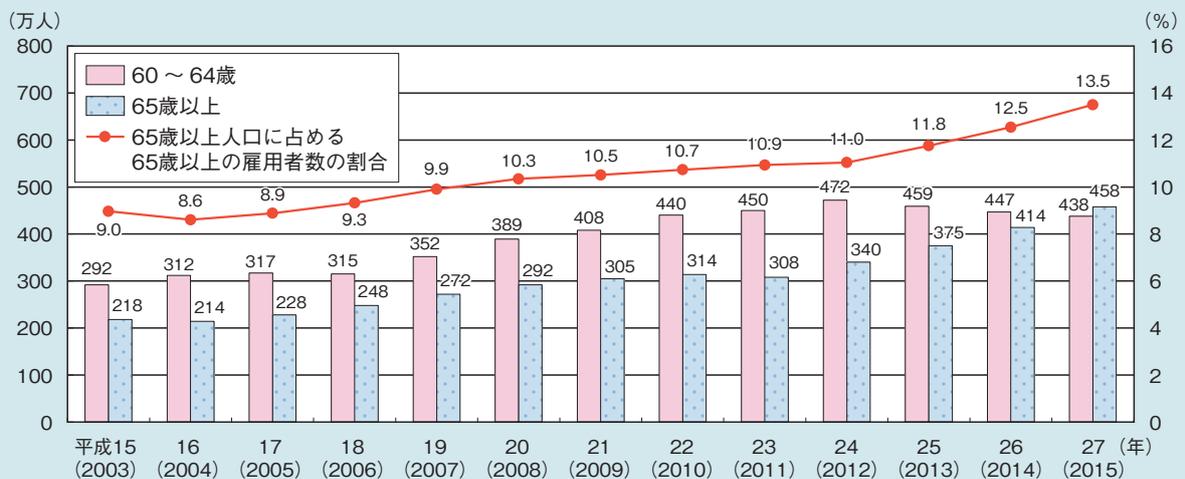
会社などの役員を除く雇用者について高齢期の雇用形態をみると、男性の場合、非正規職員・従業員の比率は55～59歳で14.3%である

図1-2-4-2 高齢者の就業状況



資料：総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

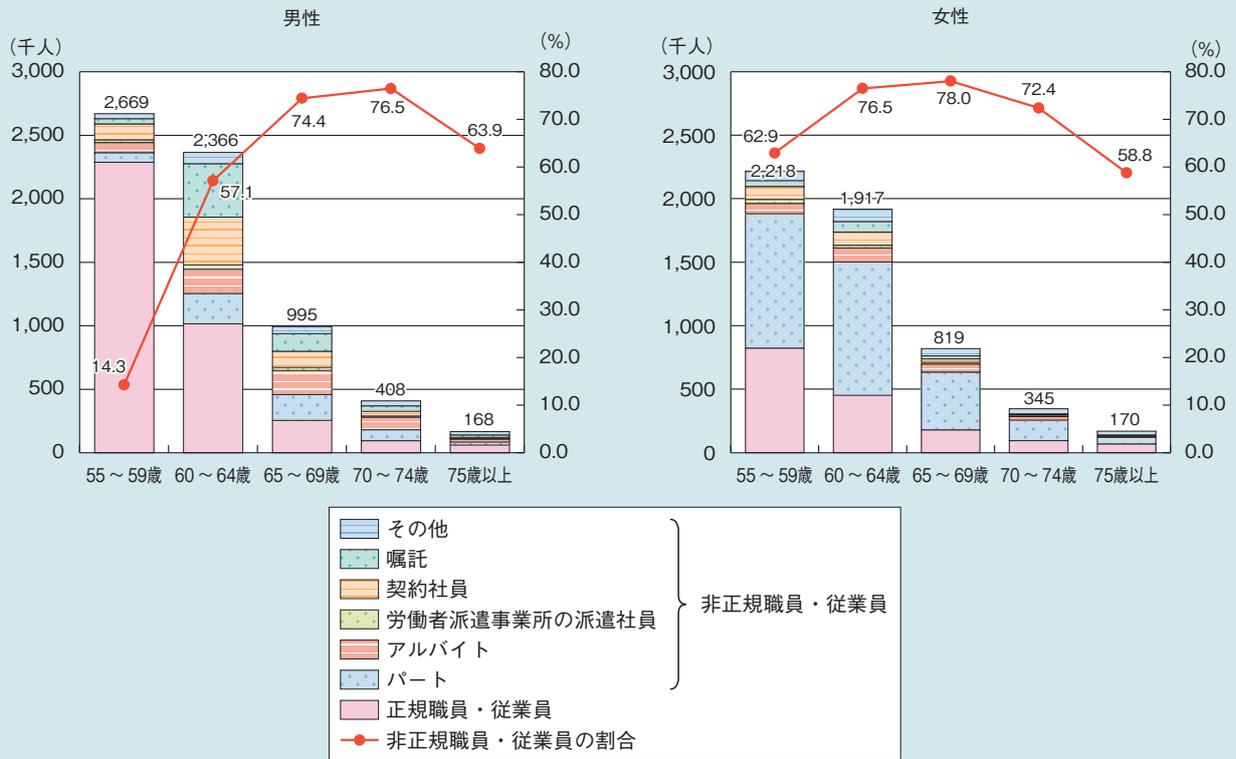
図1-2-4-3 雇用者数の推移(全産業)



資料：総務省「労働力調査」、「国勢調査」「人口推計」(2015年は平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値)

※平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く44都道府県の集計結果

図1-2-4-4 性年齢別雇用形態別雇用者数及び非正規雇用者率（役員を除く）



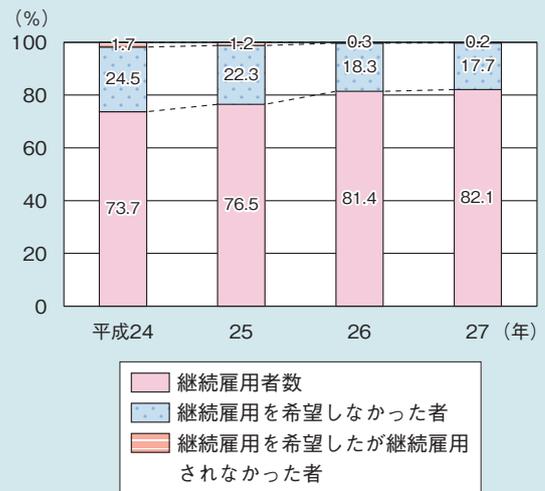
資料：総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

が、60～64歳で57.1%、65～69歳で74.4%と、60歳を境に大幅に上昇している。一方、女性の場合、同比率は55～59歳で62.9%、60～64歳で76.5%、65～69歳で78.0%となっており、男性と比較して上昇幅は小さいものの、やはり60歳を境に非正規職員・従業員比率は上昇している（図1-2-4-4）。

オ 定年到達者の4分の3が継続雇用されている

60歳定年企業における定年到達者の状況を見ると、平成27（2015）年6月1日時点において、過去1年間の定年到達者のうち、継続雇用された人の割合は82.1%となっており、24（2012）年と比べて8.4ポイント増加している（図1-2-4-5）。

図1-2-4-5 60歳定年企業における定年到達者の状況



資料：厚生労働省「高齢者の雇用状況」(平成27年)
 対象：従業員31人以上の企業約15万社
 各年、過去1年間における定年到達者を集計した6月1日現在の数値

カ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は約11万社

従業員31人以上の企業約15万社のうち、高齢者雇用確保措置¹の実施済企業の割合は99.2% (147,740社) となっている。また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は72.5% (108,086社) となっている (図1-2-4-6)。

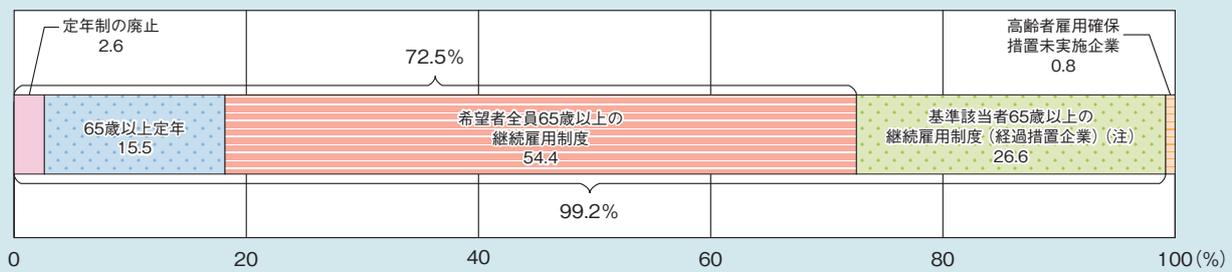
(注1) 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度

の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付けている。

(2) 高齢者の雇用情勢は改善傾向

高齢者の雇用情勢をみると、平成19 (2007)年から22 (2010)年は経済情勢の急速な悪化を受けて60~64歳の完全失業率は上昇していたが、23 (2011)年以降は低下し、27 (2015)年は60~64歳の完全失業率は3.4%と、15歳以上の全年齢計 (3.4%) と同水準となった (図1

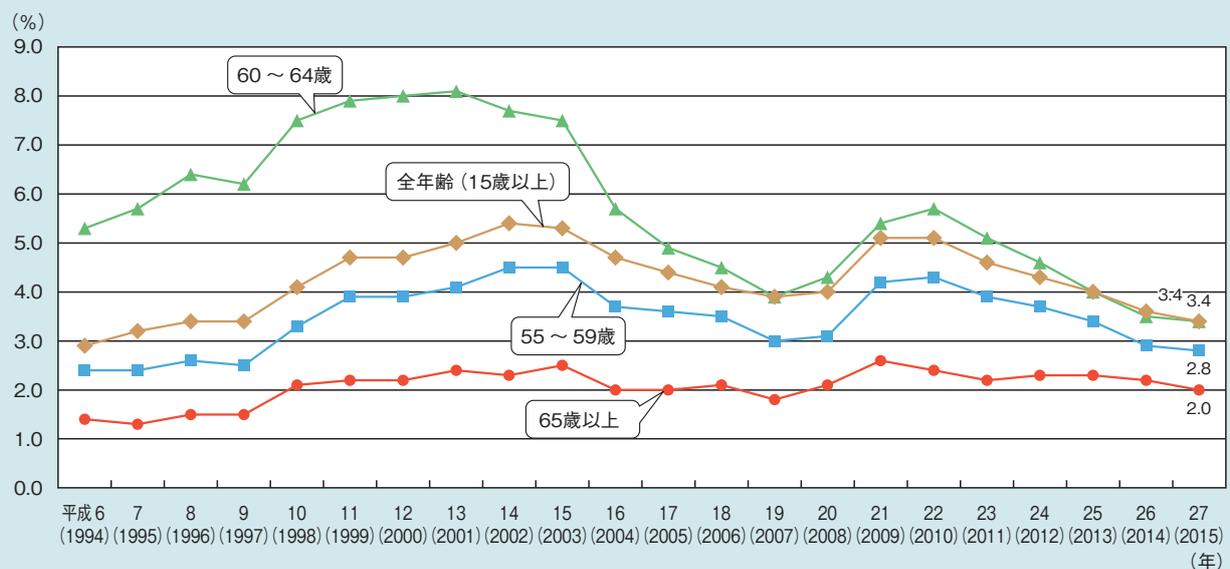
図1-2-4-6 雇用確保措置の実施状況の内訳



資料：厚生労働省「高年齢者の雇用状況」(平成27年)より内閣府作成
対象：従業員31人以上の企業約15万社

(注) 高年齢者雇用安定法一部改正法 (平成24年) の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業。平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で設けている場合、「平成28年3月31日までは61歳以上の人」等、継続雇用の対象者を限定する基準を適用することができる。

図1-2-4-7 完全失業率の推移



資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値。

(注2) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。